

地域おこし協力隊サポート業務委託仕様書

1. 業務の名称

地域おこし協力隊サポート業務委託

2. 業務の目的及び概要

本町では、平成 26 年より地域おこし協力隊制度を活用し、現在活動中の隊員を含め計 17 名の隊員が活動を行ってきた。隊員による地域活性化や関係人口の創出など地域課題解決に向けた取り組み、隊員の任期満了後の定住など、制度活用による一定の効果が見られる。

隊員は、担当課の職員のみならず、地域住民や関係団体など多様な関係性の中での活動が求められることと並行して、退任後のキャリアやビジョンの設計を進めることが求められる。このような悩みやストレスを抱えやすい状況に対して、担当課の職員によるサポートには、かけられる時間と隊員ひとりひとりの活動に沿った知識にも限界がある。

そこで、隊員の悩みやストレスの軽減、キャリアやビジョンに関して適格なサポートを行うことができる体制を整えることを目的として、隊員並びに職員や関係団体に対する支援を行うものである。

3. 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務の内容

以下の業務について、制度理解の促進、現状把握や課題整理、隊員が安心して活動できるサポート体制を継続的に構築するため、隊員並びに職員や関係団体に対する支援を実施する。

(1) 集合研修の開催

隊員並びに職員向けの研修を実施すること。

(2) 個別面談の実施

隊員並びに職員との個別面談を実施すること。

(3) サポート体制検討会議の実施

職員並びに必要なに応じて隊員や関係団体との会議を実施し、専門的な知見から助言やアドバイスを行うこと。

5. 納品物

- (1) 業務報告書 電子データ一式
- (2) 研修・会議資料
- (3) 各業務議事録
- (4) その他、町の求めに応じて随時報告等を行うこと。

6. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に基づき、本業務を実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務を遂行する上で得た情報や関係機関から提供を受けた資料について、厳正に管理するとともに外部への漏洩に十分に注意すること。
- (4) 受注者は、業務の遂行に必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、町と協議の上、指示に従うこと。
- (5) 本業務における納品物の権利は、南大隅町に帰属するものとする。